

# The Tokyo Foundation ISSUES SERIES

国を越えた 光・ル・サティエ ～ 木村・フ・ロム、そして今後～  
目加田 説子  
(地雷廃絶日本キャンペーン運営委員)



## まえがき

この議事録は、本財団がシンクタンク事業の一環として実施している「GFRS アフタヌーン・セミナー」の第10回会合「国を越えたシビル・ソサエティー ～オタワ・プロセス、そして今後～」の速記録である。

今回の会合では、講師を務める地雷廃絶日本キャンペーン運営委員 目加田説子氏より、上記のテーマについての報告が行われ、その後、報告内容に基づき活発な議論が行われた。

本セミナーは、多彩な参加者が、国内外の様々なテーマについて、オープンな形で議論することを目的として開催するものである。なお、本セミナーは、日本財団の補助を受けて、実施している。

この議事録は、本セミナーの成果を関係各位に報告するとともに、より多くの方々にもその内容を共有していただけるよう作成されたものである。

1999年4月



めかた もとこ  
目加田 説子 氏 略歴  
(Motoko Mekata)

上智大学外国語学部比較文化学科卒業（政治学、国際関係論専攻）。

米ジョージタウン大学にて修士号取得（国際政治学）。

その後、(財)日本国際交流センター、テレビ局（報道局）勤務を経て、米コロンビア大学に留学、修士号取得（都市計画）。

米国における市民と政治の垣根を取り払うさまざまな試みや、制度の充実に関心を持ち、市民の果たす役割の可能性に注目。シティズン・エンパワーメントに関する研究会を始める。

中堅国政府と市民社会がいかに協力しながら対人地雷全面禁止条約（1997年12月）を成功させたか、そのプロセスにかかわってきた人物のエンパワーメントに焦点を当てた「地雷なき地球へー夢を現実にした人びと」を出版（岩波書店、1998年）。

地雷廃絶日本キャンペーン運営委員。

国際研究奨学財団研究員。



# 目次

## 第1部 発言内容

1. 報告要約 ..... 1
2. 講師報告 ..... 3
3. 質疑応答 ..... 20

## 第2部 巻末資料 ..... 32





## 1. 報告要約 (Summary)

### 「国を越えたシビル・ソサエティー～オタワ・プロセス、そして今後～」

近年、国境を越えた市民社会が協働してグローバルな問題に取り組む「トランスナショナル・シビルソサエティー」の台頭が目覚ましい。地雷禁止条約を成立させた「オタワ・プロセス」の事例から今後の課題等について考える。

### “Transnational Civil Society – The Ottawa Process and Beyond”

Recent years have seen increasing collaboration among civil societies across national borders, giving noticeable rise to a larger transnational civil society that is addressing itself to the solution of global issues. Future challenges of this transnational civil society are considered beginning with the Ottawa Process through which the Anti-Land Mine Treaty was launched.

**司会者**　そろそろお時間となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆さん本日はお忙しいなか、国際研究奨学財団第 10 回アフタヌーン・セミナーにお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今回は講師に地雷廃絶日本キャンペーン運営委員でいらっしゃいます目加田説子さんをお迎えしまして、「国を越えたシビル・ソサエティー～オタワ・プロセス、そして今後～」というテーマでお話をいただきます。目加田さんはこれまで一貫してシビル・ソサエティー、すなわち市民社会が果たす役割ということについて研究をなさっていらっしゃいます。特に、外交や安全保障問題といった政府レベルの政策形成に市民社会がいかにかわり、そして協力していけるかという点について研究を重ねていらっしゃいます。

また実務家としてもご活躍でいらっしゃいまして、去る 3 月に発効いたしました対人地雷全面禁止条約の成立におきましては、地雷禁止国際キャンペーンおよびそのコーディネーターであるジュディー・ウィリアムズ氏がノーベル平和賞を共同受賞いただきましたが、その日本支部の運営委員として条約の成立過程に深くかかわっていらっしゃいました。さらに当財団では 97 年の 1 月より「同盟比較研究プロジェクト」という安全保障問題に関するプロジェクトを実施しておりますけれども、本日もおいでになっていらっしゃいます船橋洋一さんにリーダーをお願いしておりますが、この 3 月より目加田さんにもご協力をいただきまして「核と同盟」というテーマでご研究をいただいております。

本日のセミナーでは、対人地雷全面禁止条約の成立の際にみられましたいわゆるオタワ・プロセスについてご紹介いただきますとともに、そのプロセスをいかに普遍化して、例えば核軍縮等の国際的な大きな問題に、そういうプロセスを応用していくかという点についてお話ししていただきたいと思っております。研究者として、またさまざまな活動をなさってきた実務家としての両方の側面から、興味深いお話が伺えるのではないかと考えています。

なお、お話をいただきました後、質疑応答の時間を設けております。本日は各分野でご活躍の方々に大勢集まっていただいておりますので、ぜひ積極的にご発言いただきたいと思っております。また、セミナー終了後には、別室にてお茶の用意をさせていただきますので、そちらにもぜひご参加いただきまして、議論を深めていただければ

と思っております。

では、目加田さんよろしく願いいたします。

## 2. 講師報告

**目加田** ただ今ご紹介にあずかりました目加田説子です。本日は、「国を越えたシビル・ソサエティー～オタワ・プロセス、そして今後～」ということでお話をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

現在、私が主に研究しておりますのは、トランスナショナル・シビルソサエティー、日本語では「国を越えたシビル・ソサエティー」です。そこで、そういった視点から ICBL そしてオタワ・プロセスというものを分析しながら、今日はお話をしたいと考えております。

さて、先ほどもご案内がありましたように、ICBL、地雷禁止国際キャンペーンは 1997 年のノーベル平和賞を受賞しております。97 年の 10 月 10 日にノーベル委員会がその旨を発表し、実際には 12 月 10 日に授賞式が行われました。この 97 年度のノーベル平和賞は ICBL というネットワーク、そしてそのコーディネーターであったジュディー・ウィリアムズ氏が共同で受賞したかたちになりました。従いまして、賞金も、当然ですが折半するという事になったわけです。

12 月 10 日にオスロで授与式が行われ、ICBL およびウィリアムズ氏がその式に立ち会い、受賞しました。ところが、賞金の半分である約 5 万ドルの受賞金の振り込み先がなく、1 年近く宙に浮いたままでした。つまり ICBL には住所も銀行口座もなく、その約 5 万ドルの賞金をどこに振り込めばよいのか不明のままだったのです。1 年近く経った昨年末、ようやく、ICBL が新設した銀行口座に賞金が振り込まれました。

このエピソードをご紹介いたしましたのは、本日お話させていただくトランスナショナル・シビルソサエティーというものが持っている一面をある意味で象徴する出来事だったからです。つまり、国際政治のなかで世界の市民社会、そして ICBL のような連合体は間違いなく重要な役割を担うようになっているわけですが、実際には ICBL といったトランスナショナル・シビルソサエティーは実体が明確ではなく、非常につかみどころのないネットワークであるというふうに理解されているわけです。ICBL とウィリアムズ氏がノーベル平和賞を受賞した際にも、ウィリアムズ氏がバーモント州の山奥

からコンピュータ 1 台で世界を動かしたといったような報道もなされまして、住所も事務所も、そして銀行口座も持たない、連絡先もないといったようなネットワークが、どうして地雷廃絶のような国際条約をつくりあげるに至ったのか、そもそも ICBL とは何なのかといった疑問を持つ方もいらっしゃるわけです。

このように、ICBL は非常に実体のつかみにくい側面を持っているわけです。しかし、ICBL はトランスナショナル・シビルソサエティーの象徴的な事例であることは間違いありません。そこで、ここでは ICBL について少々ご説明したうえで、トランスナショナル・シビルソサエティーについてお話したいと思います。

まず、ICBL の特徴ですが、今日では世界の 70 カ国以上から千数百の団体が加盟するといわれております。ICBL というネットワークは、そもそも 1992 年の秋に大西洋を挟んだアメリカとドイツの NGO が始めた活動が出発点でした。その後、欧米の 6 つの NGO が正式に ICBL を発足させまして、急速に世界で支持を集めるに至りました。そして、その後 ICBL という世界の市民社会の連合体は、対人地雷を全面的に禁止しようとする積極的な国々と協力して、条約にこぎつけたというわけです。

このトランスナショナル・シビルソサエティーと中堅国が協力して全面禁止条約を成立させた過程が、通称オタワ・プロセスと呼ばれているものです。なぜオタワ・プロセスと呼ばれているのか。それは 1996 年の 10 月にカナダの首都オタワで地雷の国際会議がございまして、その席上カナダのアクスワージー外相が翌年 97 年の 12 月に条約を調印しましょうということを宣言したわけです。それから 96 年の 10 月から 97 年の 12 月までおよそ 1 年 2 カ月にわたって、市民社会と中堅国といわれている南アフリカ、カナダ、オランダ、ドイツ、ノルウェーといった国々々が協力して、条約を成立させたわけです。

1997 年の 12 月にオタワで調印式が行われまして、その際に 122 カ国が署名しました。その後は条約を発効させるのに必要な 40 カ国が次々に批准をいたしまして、今年 3 月 1 日に条約が発効しました。4 月 23 日現在で、署名は 135 カ国、そして批准は 75 カ国に達しています。

ICBL がキャンペーンを立ち上げ、世界に問題提起するまでに、実は対人地雷という兵器は世界 70 カ国以上で使用され、日本を含め多くの先進国も保有していたわけです。現在でも日本は保有しております。ごく平凡な兵器で、核兵器とか化学生物兵器といっ

た特殊な兵器とは異なり、全く問題視されていなかったというのが現実です。それが、ICBLの正式な立ち上げが92年の10月ですから、それからわずか5年で地雷は悪である、地雷というのは悪い兵器なんだという新たな国際規範をつくりあげること成功したわけです。

どうしてこれほど急速にICBLは世界的に支持を広げて、それまで多用されてきた兵器を全面的に禁止することができたのか。その要因をちょっと整理してみたいと思います。いくつかあるのですが、今日は7つほど挙げたいと思います。

まず、第1点ですが、ICBLは問題設定として脱イデオロギー化を図った。すなわち対人地雷の問題は、対人地雷という兵器を廃絶するわけですから、これはあくまでも軍縮なのですが、ICBLはこの問題を軍縮問題ではなくて人道問題だと位置付けました。

どうしてそうなったかといいますと、ICBLの設立メンバーが地雷被害国で直接活動するNGOだったからであります。

戦争の被害者を救済している団体は、地雷のみならず不発弾などの被害にあった人たちに救いの手を差し伸べてきました。そうした人道団体は、ポリオの子供たちも含めて、義肢や車椅子といったものを提供してきました。それから地雷被害国で直接地雷の除去にあたっている団体、こういった現場で活動する人たちは、地雷という問題は地雷という兵器そのものをなくさない限り、兵器を根絶させない限り、問題は解決しないということを、現場の活動を通じて、身をもって経験したわけです。

平和運動や軍縮運動という問題の設定をしますと、活動をする団体や個人の間イデオロギーの問題ですとか、もしくは思想といった問題に触れまして、対立が生じかねないということがあります。これは例えば、戦後の核軍縮運動をみても明らかですが、ICBLの場合には問題をあえて軍縮問題とせず、人道問題としたことによって多くの幅広い人たちの支持を得ることができました。対人地雷という問題は人道問題に反するという普遍的な問題設定をすることによって、誰も無視できない問題ということに引き上げることができたわけです。

ですから、6団体で正式に旗揚げしたネットワークが、急速に輪を広げまして、人権、環境、女性問題、開発、難民といったさまざまな分野で活動するNGOですとか個人を巻き込んでいくことができたわけです。そして、地雷には普通関心がない国、もしくは被害にあっていない国、日本や欧米諸国のほとんどが含まれるわけですが、こういった

国々の人々やメディアの関心を集めることができました。それは、先ほど申し上げたように、人道問題だと位置付けたからにはかなりません。

第2番目の特徴としましては、ICBL には分野を越えた専門知識の集積があった点が挙げられます。先ほど申し上げたように、ネットワークは支持の輪を広げるにあたって、人道問題のみならず、さまざまな問題に取り組む市民社会の活動家、それから団体を擁するようになってくるわけです。加盟団体が増えてきますと当然ですが、それぞれがもっている専門性というものが発揮されるようになりました。

例えば、医療問題を専門にする NGO は「国境なき医師団」ですとか、さまざまな団体が医療問題に特化して活動しているわけですが、こういった団体は地雷がもたらす恒久的な身体障害についてその悲惨さを訴えました。それから子供の問題に特化した NGO は、地雷の被害者というのは実は非戦闘員であり、そのなかには多くの子供たちが含まれているという問題を指摘し、子供の問題にかかわっている NGO のコミュニティーに対して、地雷の問題を訴えたわけです。そして、例えば人権問題に特化している団体というのは、非戦闘員、一般の市民が犠牲になっているということから、基本的に人権侵害であるというふうに訴えました。

そして、徐々に軍事問題に特化した NGO などもこのネットワークに含まれてくるようになったわけですが、そうしましたら過去の戦闘資料、例えばベトナムですとか朝鮮戦争の資料から、対人地雷という兵器が実は軍事的にあまり有効でないものであるという点を指摘しました。と申しますのも、ベトナム戦争時、米兵の最大の被害というのは、自分たちのまいたアメリカの地雷によって被害に遭っているわけですから、地雷というものは有効である以上に被害が大きいという点を指摘しました。オスロ会議の最後、地雷条約交渉が暗礁に乗り上げた時点で、米国が朝鮮半島において地雷を使い続ける必要があるんだということを説いたわけですが、軍事問題に特化した NGO がそういった議論は無効であるということを論証しようとした。

NGO 自らにも、冷戦後に大きな変化が起きています。これは多くの欧米の NGO 自ら認めるところですが、冷戦時代というのは基本的に NGO は政府に対して、数で対抗していた。例えば平和運動でしたら、マーチやもしくはデモンストレーションという形で何万人、何十万人という人が繰り出した。そういう格好で、政府に対して数で、マスで対応してきたということがあります。

ところが、冷戦時代以降は、NGO は専門知識を磨いて、政府すら入手できないような情報を活動の現場から集めてくる。そういったものを政府に突き付けることによって、この問題というのは政府が独断で関与できる問題ではないんだ、この問題には市民社会も発言権をもっているんだという正統性を、徐々に獲得していくに至ったわけでありませう。

こういった政府さえ持ち得ない情報を入手しない限り、NGO には政府と対等に渡り合えないという考えが、自分たちの正統性を意識するなかで膨らんでいきました。そのように専門性が重要であるということを認識し、自己改革を進めてきたということが重要だと思えます。

これはもちろん、NGO の現場での活動の積み重ねがあるからこそ、可能になったことであります。そういった地道な現場での活動が、最終的に政府をも動かす、これはオタワ・プロセスで実証されているわけですが、政府をも動かす大きな動員力となったと言えます。

3 つ目の特徴ですが、ICBL を中心としたトランスナショナル・シビルソサエティーは、そのネットワークを最大限に駆使して活動を進めます。そして政府の国内外における矛盾を指摘してきたわけですね。ICBL は、2 番目の特徴として挙げた専門知識の集結という特徴を活かして収集しました情報や知識、そして経験といったものを、共有財産というかたちで、傘下の団体に分け隔てなく提供してきました。ですから、それぞれの国、例えば我々の日本のキャンペーンですとか、韓国、ドイツでもいいですが、そういった国で活動する 1 団体だけではとうてい集められない膨大な情報を手にすることができたわけですね。これを可能にした背景には、当然ですが、インターネットや電子メールといった情報技術の普及が挙げられます。

90 年代のコンピュータによる情報の収集・分配そして共有が、地理的に、そして物理的に地球に点在している NGO や個人を結び、キャンペーンの活動を世界で同時多発化することに成功したわけですね。世界で同時多発化するとはどういうことかと申しますと、例えば最後の条約の交渉が行われていたオスロでの出来事ですが、米国の交渉参加によって条約交渉が暗礁に乗り上げました。そこで ICBL は世界のキャンペーンに対し E メールを打ちまして、「条約は今週末、（ちょうど条約交渉が週末にかかって、いったん中断されていた）を乗り越えられないかもしれない」との認識から、緊急アピール

として各国のキャンペーンにメッセージを送りました。

そして、各国で待機している NGO、例えば東京ですとか、ドイツなどの欧州諸国、南米コロンビアですとかメキシコといった国々の NGO に対して、アメリカ大使館に赴いてデモをするなり、マスメディアに対してプレス・リリースを流すなり、いずれにしても、その日に同時に世界で活動を盛り上げようと呼びかけました。これはしょっちゅう行っているわけですが、ICBL は世界同時多発化を積極的にやってきたわけです。

この点にも関連しますが、4 つ目の特徴として挙げられるのは、ICBL はキャンペーンそのものの運営に対して非常にプラグマチック（現実的）、かつ非常に巧みであったという点が指摘されると思います。極めて戦略的といいますか、戦術的といいますか、自分たちが行う活動がどのような影響力をもち得るのか、自分たちの目的に対してどういった行動を取らなければいけないのかといった点に対して、極めて現実的な視点をもっていただけです。

これは例えば核の軍縮運動をみても、全く異なる点であります。オタワ・プロセスが成功したことによって、これはのちほどまた触れますが、このオタワ・プロセスをその他の問題に応用できないかという期待が膨らんできたわけです。しかし、核軍縮の推進論者と話をしておりますと、「まあ、そんなことはあり得ない」、「核と地雷とは根本的に違う兵器なのである」と。それはそのとおりですが、核軍縮に携わる NGO および市民社会は、自分たちの活動を連動させる、そして目的のために自分たちの力を結集させるといった点が欠落しておりまして、自分たちがやりたいようにやっているという側面があると思います。そこは、ICBL というのは全く異なっておりまして、自分たちの目的に対してどういった行動を取らなければいけないかについて明確な戦術を組み立てることができる、極めて現実的な視点をもっていただけです。

それがキャンペーンの運営方針に非常に強く現れているわけです。ICBL といいいましても、各国の個別のキャンペーンの集まりです。たとえば地雷廃絶日本キャンペーン、コリアン・キャンペーン、フィリピン・キャンペーン、ジャーマン・キャンペーンというものは、あくまでも各国の市民社会のイニシアチブとして始まったものです。そして、こうした団体もしくはネットワークが ICBL という傘下に入って行くわけです。当然ながら、各国キャンペーンの間で ICBL における力量に差があります。経験の長いキャンペーンと、そうでないキャンペーンの差です。そこで、そうした差を埋めて、ICBL 全



体を底上げする運営方針がとられました。

たとえば、日本の地雷廃絶キャンペーンが立ち上がったのは 97 年の 7 月のことで、本当に誕生して間もないキャンペーンだというふうに言えます。ところが、ベルギー・キャンペーンですとかフランス・キャンペーンのように、非常に歴史の長いキャンペーンもあります。それらの国で政府に政策変更を求めて活動してきたわけですから、キャンペーンの経験の蓄積があるわけです。それで国際会議が開かれますと、ICBL はこういった新たに誕生するキャンペーン、日本キャンペーンとかコリアン・キャンペーンというようなキャンペーンを集めて、自分たちの活動の仕方、これまでの経験をすべて伝授するわけです。本当に事細かに手取り足取りの伝授です。メディアに対してどのようにプレスリリースを送ったらいいのか、そのタイミングはいつが一番いいのか、世論に働きかけるのはどういったタイミングが有り得るのか、その際非常に効果的な手法というものは何なのか、マスを動員させるためにはどういったアピールの仕方があるのか、といったことを本当に事細かに教えてくれるわけです。

そして政府に対して働きかける、つまりロビー活動についても同様でして、例えば ICBL のほうから政府に対して何らかの抗議をするという案文が送られてくるわけです。宛て先と月日さえ書き込めばそのままどこにでも送られるというような、本当にすぐ使えるような情報ですとか、手紙、抗議文などを作成して配布してきました。

国際会議の場においても、先ほど申し上げましたように古いキャンペーンが新しいキャンペーンにいろんな手法を伝授するわけです。例えば日本なんかは特にそうなんですけど、国際会議、政府間交渉に行きましても、実際に政府に対してどのようなロビー活動を行ったらいいかという経験がないものですから、なかなかうまくできない。そうすると、ICBL のジョディー・ウィリアムズ氏がやってきて、「もし慣れていないのであれば、私が一緒に行ってロビー活動をしてあげるから」と言って、ロビーの仕方まで、どのように政府に対して働きかければいいのか、政府の外交団、交渉団はこう言われると気分を害するけれども、こういう言い方だったら非常に乗ってくる、そこから対話の道が開ける、といったようなことまで本当に事細かに説明してくれました。同じ目的のために最大限みんなの力が発揮できるように、そのキャンペーンの運営、そしてやり方についてノウハウを共有しあってきたわけです。

これは皆さんからされますと、NGO だから当然だろう、お互いに協力するのは当然

だろうというふうに思われるかもしれませんが。しかし、私の限られた経験ですが、国連の人間居住環境会議（ハビタット会議）ですとか、国際刑事裁判所（ICC）設立に向けてローマで昨年開かれた会議など、国際会議に出席して実感することは、NGO のなかにも対立や競争、そして人間関係のもつれなどが多く存在しますので、ICBL のようなかたちで、まさしく一丸となって活動するという例は極めて異例だというふうに言えると思います。逆に言えば、ICBL が急速に世界の中で支持を広め、オタワ・プロセスを通じて条約を実現させた一つの大きな成功要因は、目標達成のために、以上のような NGO 間の協力態勢を実現することができたからであると考えております。そうしたことが可能になった背景には、やはり、活動の目標設定がしっかりしていたことが挙げられると思います。

ICBL というものは、極めてゆるやかな連合体でした。全く規則もありませんし、先ほどちょっと申し上げましたように、銀行口座もないほどで、住所もない、事務所も全くないというなかで、単にやりたい個人や団体が参加したいのであればいつでもどうぞと。それに対しては、全く規制はかけないし、オブリゲーションもありませんと。でも参加したいのであれば、唯一、対人地雷というものを全面的に禁止するという、この点だけは同調しなければなりませんでした。これは極めて分かりやすい点のようですが、実は地雷の問題というのも複雑であります。今日その詳細についてお話しませんが、例えば対戦車地雷というのもございますし、対戦車地雷と対人地雷を混合して使う極めてバウンダリーな曖昧なものも存在します。ドイツ・キャンペーンのようにキャンペーンの目的は対人地雷のみならず、対戦車地雷も廃棄するという活動をしてきた団体もあるわけですが、ICBL におきましては、対戦車地雷を含めると不必要な軍事的な交渉の摩擦を政府と起こす可能性があるので、対戦車地雷というものは含めない、あくまで対人地雷だと。そういうことで、この点に賛同すれば、どのような個人であれ団体であれ ICBL の傘下に収まることができたわけです。だからこそ、目標達成のために、前述のような NGO 間の協力態勢を実現することができたと思います。

対人地雷に反対するという点に賛同していれば、どのような個人であれ団体であれ ICBL の傘下に収まることができたと申しましたが、97 年 12 月に条約が成立した後、ICBL のなかも、ご多分に漏れず、さまざまな人間関係ですとか、NGO 間の確執とかいうものが表面化しました。その結果、ICBL という組織をより制度化したものにしよ

うということで、組織改革が行われましたので、現在ではよりもう少し厳しい、と言いましても非常にゆるやかなものではありませんが、規則もできあがってきています。

さて、ICBL が所有する知識ですとか、情報を共有することによって、それぞれの国の NGO、すなわち市民社会が非常にエンパワーされる、つまり力をつけることができたと言えます。これは例えば、日本の地雷キャンペーンが好例なんですが、日本には残念ながら NGO で、直接地雷を除去しているところは存在しません。被災者の救済に向けた車椅子の提供ですとか、もしくは義肢の提供といったようなことをしている団体というのはいくつかありますけれども、本当にわずかです。

従いまして、地雷の被害国における状況というものを、なかなか把握しにくい現実があるわけです。いつ、どの国で、何人被害者が出たのか、そのときの現実がどうだったのか、地雷はいつ、いくつくらい除去されたのか、そのタイプというものはどういふものだったのか。こういった細かい情報については、私たち日本キャンペーンでは全く入手することができないわけですが、ICBL が常に情報を流してくれるお陰で、こういった情報を大量に入手することができたわけです。

この情報を入手するとどのような利点があるかと言えば、世論に働きかける際、メディアに働きかける際だけでなく、政府に対して働きかける時にも役立ちます。私たちが経験したことですが、外務省に行っているいろいろお話ししているなかで、外務省の方も御存じないような情報を私たちは入手することができた。これは我々にとっては極めて怠慢な方法であるわけですが、ICBL というネットワークがあったからこそ私たちは独自には入手できない情報を手にし、それを活用することによって、政府と対話することができたと言えると思います。

5 つ目の特徴ですが、市民社会と価値観を共有する政府、この政府との NGO との連携ということが挙げられます。これはまさしくオタワ・プロセスそのものに関わる特徴と言えます。どうして中堅国、まあ大国が不在のなかで、中堅国と市民社会が協力することができたのかということですが、これは極めて簡単な理由からです。そもそもオタワ・プロセスというものを始めたのが NGO だったからであります。

96 年の 1 月 17 日だったかと思うのですが、国連のビルで第 1 回目の NGO と政府との会合がもたれました。この会合を企画したのは NGO ですし、それにぜひ来てほしいと呼びかけたのも NGO でした。そこに参加した国々、その当時 8 カ国だったわけで

すが、こういった国々が NGO、市民社会と協調しながら、何か打開策を見出そうという動きを水面下で進めた結果、96年の10月、先ほど申し上げたオタワでの会議で、アクスワージー外相が「97年の12月に条約を調印しましょう」という「爆弾発言」をするに至ったわけでありす。

このアクスワージー外相の発言についてですが、どうしてそのような勇気があるというのか、大胆不敵な発言をしたのかという疑問が湧きます。もちろん市民社会と連帯していけるという確信があったからにはほかならないわけですが、その当時の様子をカナダの外務省の方にいろいろ話を伺っておりますと、オタワ・プロセスというものを主導させるにあたってのマイナス面というものも多々考慮したということでありす。

当然ですが、カナダ政府は一カ国にも、この点について事前に相談をしませんでした。当時の ICRC（赤十字国際委員会）会長および国連事務総長の二人には電話でこういったイニシアチブをしたいと思うということを報告したわけですが、どの国の政府にも一切報告せず、アクスワージー外相、つまりカナダが独断で決めたわけす。

そのときの様子ですが、アクスワージー外相にブリーフィングした外務省の職員は、もしこのイニシアチブをカナダがとれば、世界のトランスナショナル・シビルソサエティーは、あなたの後ろであなたを支持してくれることは間違いないというふうに申し上げたということす。その結果、アクスワージー外相は英語で「レッツ・ドウ・イット」というふうに言いまして、爆弾発言をするに至ったわけす。

その後この発言はもちろん世界中を驚かすに至りまして、フランスやイギリス、もちろん米国もそうですが、非常に大きな圧力をカナダ政府にかけました。とんでもないと。全面禁止条約を1年2カ月で実現させるなどというのはとんでもないということで、さまざまな圧力をかけたわけでありすが、アクスワージー外相のコミットメントというものは非常に強固なものがありまして、市民社会と連動してこの条約を作り上げるに至ったわけす。

先ほど申し上げたとおり 96年1月、第1回目の政府と NGO の合同会議には、8カ国しか参加しなかったわけす。しかし、その後徐々に支持する国が増えまして、最終的に122カ国が署名したというのは先ほど申し上げたとおりす。これは次の特徴にもかかわってくることすですが、ICBL と中堅国家が協力したオタワ・プロセスという流れのなかで、地域的な取り組みの連結というものが、非常に大きな役割を果たしました。

冷戦後、地域主義の胎動というものがあらゆる面で目立ってきているわけですが、オタワ・プロセスでもこの潮流が大きな力となりました。具体的には EU（欧州連合）や OAU（アフリカ統一機構）といったものが、全面禁止を打ち出しました。その結果、条約加盟国を広げるうえで非常に大きな役割を果たしたわけです。

EU は対人地雷全面禁止条約が採択されるまでに、「共同行動」をとっています。第 1 回目は対人地雷輸出の一部凍結で、95 年の 5 月のことでした。そして第 2 回目は 96 年の 10 月。先ほど来申し上げているまさしくオタワで会議があったときですが、そのときには対人地雷の全面禁止条約を実現させるということをサポートしたわけでありませう。

97 年 5 月、イギリス総選挙の結果、労働党のブレア政権が誕生しました。労働党は、オタワ・プロセスを支持するという選挙前から公約に掲げていたために、ブレア政権は当然、オタワ・プロセス支持を表明しました。この決断はドーバー海峡を越えてフランスの政策をも変えることになったと言えます。EU のなかでの孤立を恐れたフランスは、イギリスが参加を決めたことで、自分たちもこれ以上抵抗しきれないとオタワ・プロセスに参加を決めました。これは、オタワ・プロセスそのものにとって非常に大きな重みを持つものでした。と申し上げるのも、オタワ・プロセスを支持する国が徐々に増えていったというのは事実ですが、安保理の常任理事国である 5 カ国、すなわち世界のビッグパワーといわれている国々は、当初そろってオタワ・プロセスへの参加を拒んでいたからです。

そうした流れのなかでイギリス、そしてフランスが参加を決定し、オタワ・プロセスの対人地雷全面禁止条約に署名し、そして批准したということは、オタワ・プロセスが国連の枠外で進んできたというなかでも、非常に正統性を与える大きな要因だったというふうに言えると思います。その背景にあったものは、この 6 つ目の特徴として挙げた地域的な連携ということが非常に大きかったわけでありませう。

7 つ目の特徴としましては、代替手段が存在していた、もしくはその存在を認めたという点にあります。対人地雷全面禁止条約というものは、その見方によっては軍縮条約ではなかったわけでありませう。と申しますのも対人地雷廃絶のためには、その代替手段の導入にコストがかかったり、その手段によって軍拡が進むことも事実上容認してきたからでありませう。

これは日本もそうです。日本政府が条約に署名、批准した結果、日本が条約の第 7 条

にのっとして、保有している地雷をすべて廃棄しなければいけない。100 万個以上保有している地雷というものを廃棄しなければならなくなるわけですが、廃棄するにあたり新たに予算を組んで、代替兵器を購入していくわけです。これは私たちの活動のジレンマでもあります。一方で地雷という兵器をなくすことを推進しながら、他方で新たな兵器を購入する、もしくは開発することの片棒をかついでいるのではないかというジレンマがあるわけです。

それをどうして容認してしまうのか。この点は核なんかでもそうなのですが、軍縮運動、一番最初に申し上げた軍縮運動、平和運動という問題設定をしていたら、こういうプラグマチックな手段は採択できなかったわけです。もし地雷が平和運動や軍縮運動であれば、当然ですが代替手段の開発もしくはプロキユアメント（調達）ということ容認することは当然できないわけです。なぜそれを容認してしまったのかというと、これは地雷というものがまさしく人道的な問題であって、20 分に一人の割合で被害者が出ているというこの現実のなかでは、ほかに兵器が開発されてもその兵器が実際に被害を生まないのであれば、とりあえず 20 分に一人の割合で被害を出している地雷をなくすことが、地雷で被害に遭っている国々で暮らす人々のにとっては、もっとも現実的な選択ではないか、ということが背景にあったわけであります。

もちろん、その国のキャンペーンですとか NGO によっては、代替手段の開発を認めない、もしくは新たな兵器を購入するというに反対するキャンペーンをしている国もあります。しかし、この代替手段の開発を容認したことによって、例えばまだ条約には署名していないアメリカも、代替手段が確保できれば、それを条件に条約に署名するというを方針として明確に打ち出していますし、代替手段の確保に努めているわけです。

以上、ICBL の 7 つの特徴をご説明させていただいたわけですが、ICBL、言い換えると地雷にかかわってきた人々、NGO は、非常に運動をプラグマチックに推進してきました。目的のためには手段を選ばず、と言ってもいいかと思うのですが、内輪もめや人間関係、もしくは運動の方法論や思想、こういったことによって地雷を廃絶するという目的が損なわれないよう、常に軌道修正しながら活動を推進してきたわけです。その結果として ICBL は、交渉過程、すなわち地雷が廃絶されるその過程そのもの、これは政府との交渉のみならず、市民社会でこういったイニシアチブをとってきたのかといったこ

とすべてについて言えることですが、そういう過程を著しく透明化させることに成功したわけで、誰もが参加できる極めて門戸の広い活動をするのができたというふうに言えると思います。

さて、一番最初にちょっと申し上げたんですが、その他の諸問題へのオタワ・プロセスの応用性ということが、最近語られるようになってきました。カナダ政府がオタワで調印式を行った際、独自にアンケートを行いました。それは参加した NGO、マスメディア、外務省の職員、代表団といった方々に対して行ったわけですが、このオタワ・プロセスというものがその他の諸問題についても応用できるかどうか、どう思うかという意見を伺ったところ、その他の問題への応用性としては、小火器、それからチャイルド・ソルジャーといった問題で一番応用ができるのではないかと、というふうに皆さん答えておられます。

私は個人的に核軍縮ということに関心をもっておりまして、そういった視点で昨年『世界』という雑誌に論文を書かせていただきました。先ほど申し上げましたように、核兵器と地雷は、兵器の性能のみならず、政治的手段として利用されているという視点においても全く異なります。言ってみれば雲泥の差があるわけですが、反省すべき点を挙げるとすると、先ほど申し上げましたとおり、政府のみならず、市民社会のなかですら悲観論が渦巻いているのだと思います。核問題では、政府に近いロビイストと草の根団体というものが全く対立して、その隔たりには非常に深いものがあります。

専門家集団と呼ばれる研究機関とボランティアを中心とした草の根活動、その双方ができる限りリソースを動員させることによって国際世論を盛り上げなければ、活動というのは成功しないわけですが、運動論やイデオロギー、そして活動方針といったことで対立を繰り返し、なかなか自分たちのエネルギーをポジティブな方向にもっていくことができていないというふうに言えます。

それで、今日取り上げた 7 つの特徴は、その他の問題に応用する際にも、非常に示唆に富んでいるのではないかと考えています。NGO がもっている専門性、そうしたものを国際的にネットワークを組んで、そして理解のある国々と連携しながら、問題の対処にあたるというのは、核やチャイルド・ソルジャーといった特定の問題に応用できるかできないかという視点を越えて、今後さまざまな国境を越えた問題に応用できるのではないかと考えています。

現在、財団法人日本国際交流センターとアメリカのカーネギー国際平和財団が共催しまして、トランスナショナル・シビルソサエティーという研究プロジェクトを行っています。私はこのなかで対人地雷の問題についてケーススタディーを行っているわけですが、それ以外にも CTBT（包括的核実験禁止条約）や NPT（核不拡散条約）における核軍縮交渉や、人権問題、世界銀行が融資する途上国でのダム建設を監視する NGO プロジェクトといった、6 つの例を研究しております。こういった分野の NGO のなかにも、オタワ・プロセスのなかで ICBL が実証した利点などを共有しようとする団体、もしくはネットワークがあります。

人権や核軍縮といったようなまさしく歴史のある NGO によるトランスナショナル・シビルソサエティーと、短期間で取り組んできた地雷のネットワークでは、その特徴はさまざまです。しかし、共通していることは、国境を越えて多数の国の市民社会が同じ目的をもって連帯をしながら行動していくことによって、特定の国益の代弁者としてではなくて、問題に対する代弁者としてかかわっていくという特徴を挙げられると思います。

つまり、どの問題でもそうですけれども、問題にかかわっている NGO、市民社会は、国ということ、我々もそうですが、あまり意識しておりませんし、ましてや国益を代弁するというようなことは全くありません。英語ではグローバル・コンシャスネスというふうに呼ばれておりますけれども、一カ国の利益を追求するのではなくて、世界に共通した課題の利益を追求していくことが前提としてあるわけです。

そして、こうしたトランスナショナル・シビルソサエティーといったものが台頭してきた背景には、もちろん冷戦終結ということが挙げられるわけですが、そういった流れのなかで、国家だけを単位とした国際政治では多様化する市民の意見を反映できないという認識を、それぞれがもっているからだと思います。

政府だけが国家利益を代表するのでは、政府と市民の利益が合致しなかった場合、一致しなかった場合には、その国の政府は国際社会に自国の市民の利益を反映させることが非常に難しくなります。ここに国際政治の非民主化もしくは非民主性という問題が生じるわけですが、一方で ICBL の取り組みにみられますように、トランスナショナルな市民社会の連合体を構築し、利益を共有する政府とパートナーシップを築くことができれば、国際社会を変えていく新たなシステムが誕生することにもなります。



特に、環境や人権、軍縮といった問題のように、国家単位では解決を図れない地球規模の問題においては、こうした新たなシステムづくりが不可欠であるという認識が、国を越えた市民社会のなかには共通して存在しているというふうに言えると思います。

少々長くなってしまいましたが、最後に日本の市民社会のことについて少々お話しして終わりたいと思います。今後の国際舞台のなかにおいて市民社会が影響力を強めていくということは否めない事実であるわけですが、それが日本については果たしてどうなのかということです。昨年 NPO 法案が成立しまして、そのときにも議論になりましたが、日本の市民社会というのは、欧米に比べますとまだまだ未成熟である。それには歴史や文化、政治風土といった違いに起因するということが議論されているわけで、ここでその詳細に踏み込むことはいたしません、日本の市民社会に課されている課題には非常に重いものがあるということを認識しています。

と申しますのは、例えば私たち JCBL でもそうですが、今年 3 月 1 日に地雷の条約が発効したのを受けまして、5 月にモザンビークのマプトで第 1 回締約国会議を開催します。これに合わせて ICBL も総会を開催します。その際にモニタリング・レポートというものを発行します。モニタリング・レポートというのは、いわゆる政府がいかにかこの条約義務を履行しているかということを確認するためのレポートでして、世界 80 カ国以上のリサーチャー、調査員がこのレポートをまとめました。

今日お配りした資料のなかにはこれは何だろうと思っていた方もいらっしゃるかと思いますが、4 ページのこういった英語の資料があるかと思います。これは昨日 ICBL のほうから送られてきましたモニタリング・レポートのプレスリリースです。このなかにはちょっと書いてありますけれども、このレポートは結局 1,100 ページ、重さにすると 1 冊 2.5 キロということですから相当のボリュームだと思いますが、これをまとめたわけです。

これには当然日本も含まれており、私たち地雷廃絶日本キャンペーンが担当してまとめました。もともと私たち地雷廃絶日本キャンペーンは、全員が全くのボランティアという団体ですので、ICBL が要求してきた項目をすべて網羅して、包括的なレポートを提出するのは非常に厳しいものがありました。個人個人の力はもとより、情報公開法というものが存在しない日本では、そもそも情報すら入手できないということがあったわけです。

ICBL の事務局のほうからは、どうしてそんな情報すらないのかといった非難もしくは苦情がたくさん入ってくるわけですが、それは入手できない以上それは仕方がないということがありました。

日本の NGO は、この点が重要なんですが、東アジアの諸国、例えば韓国、台湾、中国といった国々のレポートもまとめる義務を負っていたわけです。これはなぜかといいますと、これは日本の問題と同じように、東アジア諸国において市民社会というものはまだ十分成熟していません。

アジア全般を見渡してみんなそうなのかと考えてみますと、国際会議などでは、インド、ネパール、フィリピン、バングラデシュといった国々の NGO は、極めて活発です。多くの場合こういった NGO の代表の方は、欧米の研究機関や大学に留学し、博士号を取得しているということも珍しくありません。ですから語学のハンディもなく、欧米の NGO と対等に渡り合えるわけです。

ところが、日本、韓国、中国、台湾それに香港もそうでしたけれども、NGO となりますとまず語学のハンディがあり、経験不足、知識不足、人材不足というようなことがあって、なかなか欧米の NGO と対等に渡り合うことができない。そのなかでも日本というのは、欧米諸国と同様の民主主義国家であり、これだけ経済発展しているわけですから、当然、市民社会のなかでの期待も強まってくるわけです。

ですから ICBL としても、韓国や中国に関するレポートは日本が代表してやってほしい、市民社会がない国については日本が肩代わりしてほしいということを要請してきまして、日本の NGO が担当することになったわけです。

先ほど申し上げたとおり、日本国内ですら私たちボランティア団体としては、情報も入手することもできず、十分なレポートを書く力がない状態でした。にもかかわらず、そういった東アジア諸国の状況をレポートする責任も負わされているわけで、これは日本の市民社会にとって大きな課題であるのではないかというふうに思えるわけです。

今回のモニタリング・レポートを見ても、欧米の NGO に比べて日本の NGO が力不足だという言い方だけではなくて、アジアのなか、そのなかでも南アジアそして東アジアといった国々の市民社会の活動というものが、直接反映するかたちのなかで、トランスナショナル・シビルソサエティーのあり方、特にそのなかにおける日本の役割、責任というものが重要であるということを認識するに至りました。

こうしたトランスナショナル・シビルソサエティーの役割を調査、そして分析してきた結果、私が実感しますのは、トランスナショナル・シビルソサエティーの成功の鍵は、あくまでも各々の国における市民社会の実績の積み上げでしかないということです。先ほど来申し上げているように、ネットワークを通じてそれぞれの NGO、例えば日本の NGO がそうであったように、NGO がエンパワーし、そして力をつけていくことができるわけですが、あくまでもその国のなかで NGO、市民社会が力をつけていかない限り、力強い市民社会がない限り、市民社会同士が連帯し合っても大きな成果を生むことはできないわけであります。

従いまして、今後の国際的課題の取り組みにおきましては、日本の市民社会の成熟、これが非常に大きな課題だと言えると思います。そして、日本の政府や民間企業が、国際問題や地域経済、そして国際経済に責任を負っているのと同様に、日本の市民社会も国境を越えた共通の課題、先ほど来申し上げている共通の課題に対して、積極的に行動していくよう、期待も今後ますます高まってくるというふうに言えると思います。

少々長くなってしまいましたが、以上で私の話を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

### 3. 質疑応答

**司会者** どうもありがとうございました。ICBL の成功要因を地雷全面禁止条約の成立過程の流れとからめまして、具体的に分析し、そして明確にその特徴を指摘していただいたと思います。

そしてそこから、国際社会を変えていく新たなシステムとしての国を越えたシビルソサエティーの全体像というものを描写していただきました。最後にそこからみた日本の市民社会の成熟についての問題提起も、非常に重要な指摘をしていただいたと思っております。非常に示唆に富む内容でした。どうもありがとうございました。

皆さまのほうからたくさんご意見やご質問等もあるかと思しますので、ぜひご発言いただければと思います。では、どうぞ。

**A** 朝日新聞のAと申しますが、どうもありがとうございました。とてもいろいろ勉強になりました。1 つ教えていただきたいんですが、カナダの場合に、NGO の人が政府に入ったり、政府に入って中から変えていくと、あるいはインパクトを及ぼしていくと、そういうものを含めた政府と NGO とのパートナーシップとか、そういうのをどういうふうに考えたらいいかというのが教えていただきたいところです。

もう少し文脈を広げると、そもそも日本ではパートナーシップの組み方ですとか、現実はどうなのかというのがまずありますし、どういうかたちで形作っていくべきなのか。何かそのへんで教えていただければと思います。

**目加田** カナダの場合、オタワ・プロセスを牽引してきたということで、非常に市民社会と政府との関係、パートナーシップというものが緊密であり、長い伝統があると思われるがちですが、それはちょっと間違っていて、極めて最近の現象であります。

特に前マルルーニー政権のときには、カナダ政府は非常に親米政策をとっていたこともありまして、市民社会が外交問題に口を出すというようなことは考えられなかったとカナダの NGO が言っております。それが一変して、今のクレティエン政権では、外交政策の民主化、「デモクラタイゼーション・オブ・フォーリンポリシー」ということを推進しておりまして、NGO のみならず、各地域でタウン・ミーティングなどを開いております。市民レベル、コミュニティー・レベルですね。そうしたかたちで、多くの人たちと外交問題について話し合うという機会を多く設けています。

これは確か、クレティエン政権が 93 年以降ですので、まだまだ本当にごくごく最近

のことであります。それで NGO のほうからしますと、外交問題について私たちの意見を取り入れてほしいということで再三にわたって要請してきた。それで、まさしく地雷の問題でもそうなんです、最初は政府は全く耳を傾けてくれなかったと NGO の方々はおっしゃっています。

そういったなかで、徐々に NGO、市民社会が活動して、その実績を積み重ねていくことによって、政府も耳を傾けるようになっていったわけです。そこでパートナーシップについてですが、この外交政策の民主化という政策をカナダが採用するようになりましてから、カナダ政府の代表団に NGO が入ることは珍しくないようになりました。

これは以前にもあったことなんです、環境問題ですとか、極めて NGO が専門知識を有用に活用できると思われた点については、NGO を代表団のなかに加えるということがあったわけですが、オタワ・プロセスのように軍縮問題ですとか、安全保障問題で NGO を入れるとといったのは極めて画期的なことだったと言えます。

そして、こうした NGO を政府代表団に入れることによって、最終的にその両者の関係というものは緊密になってきて、これはカナダの外交官の方がおっしゃっていたことですが、それまでは対立して話し合えない間柄だと思っていたが、実はそうではなかったと思うようになったそうです。本当に、協調してやっていけるんだということが分かった、それを学んだというのが非常に大きな収穫であった、とおっしゃっているわけです。ですから、NGO を政府代表団に取り入れることによって、政府のなかの NGO もしくは市民社会に対する理解というものが深められ、それが最終的に別のかたちで多くの市民社会と連帯していく、もしくは活動を連動させていくということにつながっているのではないかと思います。

**B** よろしいですか。ちょっと言葉の問題なんです、市民社会という言葉をお使いになっているんですけども、僕は耳のなかで NPO みたいに翻訳して聞いているんですが、なんか市民社会という言葉は歴史用語として意味がありますよね。なんかこういう言葉に進化していくようなイメージみたいなものがあるのでしょうか。

**目加田** 進化していくといいますか、市民社会というのは英語のシビル・ソサエティーを日本語にしますと市民社会ということで、本来はシビル・ソサエティーにそういった歴史的な意味合いはございませんで、通常、NGO や NPO と言わないでなぜ市民社会というかと言えば、NGO というのは多くの場合、グラスルーツの団体というものを指

すケースが多いんです。それに対して、例えば研究機関ですとかシンクタンクなどのNPO、これも当然ですけど市民社会の重要な一員であるわけです。

ですから、NGO と言ってしまうと、どうしてもグラスルーツ的な活動をする団体というふうイメージされてしまいますが、市民社会というのは通常は企業、政府そしてそれ以外のセクターというものがすべて含まれると考えられて、一般的には使われていると認識しております。

**B** ただ、まだ全く定着していない言葉ですよ。今後そういう意味合いの言葉として定着させようというお考えなんですか。それとも、もうちょっと分かり易い言葉はないかという感じがするんですが。

**目加田** そうですね、私が定着させようとかそういうことでは全くないんですが、日本では第三セクターですとか、非営利セクターですとか、さまざまな使われ方がしてまして、おっしゃるように社会のなかでその用語自体が定着しているということはないかと思いますが、政府、それから利益を追求する企業というものと違って、ノンガバメンタル、ノンプロフィットというところで市民社会を総称して呼んでいます。

でも、ご指摘の点はまさしく今世界でも議論されている点だと思います。例えば、シビカスという国際団体がありまして、自らを市民社会の連合体だと呼んでいるわけです。しかし、そこにおきましてもシビル・ソサイエティーってなんだということがさんざん議論にのぼりまして、多くの人のなかで統一した意見というものがまだ存在していないというのが現状でした。ですから、あくまでも企業ではなくて政府ではないということにとどまっていると思います。

**C** 日本国際交流センターのCと申します。最初に ICBL の説明のところで、銀行口座もなければ本部もないという話だったんですが、そういうネットワークが 70 カ国で 1,000 以上の団体があるという、どこかでリーダーシップをとっている団体が多分あって、団体なり集団が当然あるんだと思うんですね。そこがこういう運動をマネージしてずっと続けてきたと。それがほかの NGO の運動と違うのは、非常にプロセスが洗練されていたのだと思うんですが、そのグループというのは一体どういう人たちが実際にそれを担って、それから非常にオープンな組織ですから、当然参加して途中で抜けてしまう団体もあるだろうし、意見の対立も内部ではあると思うんです。そのへんはどういうふう調整して、この運動をずっと継続してやってきたのか、その秘訣というのは一体

何なんでしょうか。

**目加田** おっしゃるとおりリーダーシップというのは個人ではないんです。一番最初に少々申し上げたかと思いますが、ICBL というのは 6 つの団体が正式に発足させたわけです。この 6 つの団体の個別名は、ハンディキャップ・インターナショナルというフランスの団体、マインズ・アドバイザー・グループというイギリスの団体、メディコ・インターナショナルというドイツの団体、ヒューマン・ライツ・ウォッチというアメリカの団体、ベトナム・ベテランズ・オブ・アメリカ財団というアメリカの団体です。それからもう 1 つがフィジシャンズ・フォー・ヒューマン・ライツという、やはり米国の団体です。

この 6 団体というのは、ベトナム・ベテランズ財団以外は今日においても非常に活発でして、そして運営委員会のなかでも中心的な役割を担っています。運営委員会と申し上げたのはステアリング・コミッティというもので、当初はこの 6 つの団体がステアリング・コミッティの会員になっておりまして、そしてそのコーディネーターとしてジョディー・ウイリアムズ氏を雇ったわけです。ところが、ICBL の活動がどんどん広がっていくに従いまして、どうも北の利益ばかりを代弁するような NGO が多いのじゃないかというような批判も生まれてきました。と申しますのは、ICBL は北の NGO から始まったわけですが、被害国というのはほとんど南のわけで、だんだん南側の NGO が多数参加するようになったわけです。そこでこの運営委員会というのは当初 6 つだったわけですが、確か 9 団体、11 団体と拡大していくんですね。その過程におきましてカンボジア・キャンペーンですとかアフガン・キャンペーン、それから南アフリカ・キャンペーンといったものが加盟していきました。

ですから、できる限り民主的な組織になるようにということで、努力していったわけです。ところが、おっしゃるとおりだんだん傘下に収まる団体が多くなってくれば、対立というのは、個人的なことから運動方針からと、いろいろ出てくるわけです。しかし、ICBL の場合非常に幸運だったのはアクスワージー外相がオタワ・プロセスを始めるといふ宣言をされました結果、条約の実現というものが本当に極めて現実的な目標となったことでした。その結果、ICBL 内で対立が起きたときも、とにかく条約が成立するまでは「内部分裂に時間を費やすのはやめましょう」ということで、「内部対立問題は、あくまでも 12 月に調印が終わってからだ」というふうの問題を先送りできたわけです。

ただ、運営委員会と同時にエクспанディッド・ステアリング・コミッティと申しまして、拡大運営委員会とでも申しませうか、そういう委員会があったんです。これは各国のキャンペーンが1人ずつ参加して、例えば50カ国のキャンペーンが存在したならば50人が参加して運営する会議なんです、この場において重要な決定というのはすべて行われていったわけです。従って、この6団体というのが、運営委員としてマネージメントや資金を拠出したりということはあったのですが、重要な政策においては極めて民主的なかたちで、より多くの団体が参加できるような方法をとっていったと言えると思います。

**A** あの前よく分からないのが、例えばマルルーニーのときは親米であったり、クレティエンになってからNGOと組む余地が少し生まれて、というようなお話なんです、そのアメリカも一方ではNGOがヒューマン・ライツ・ウォッチとかいろいろありますよね。ものすごく活発でミャンマーなんかを叩くときはNGOばかり使っているという、そのまますで出てくるようなね。中国もそういうところがありますしね。アメリカの政府はそういったNGOには非常にインセンティブを与え、外交でそれを非常にうまく使ったりする。片方でこういう地雷なんかのときは押し潰してしまう。そうするとアメリカのNGOは、ほかの外国の政府を使ってアメリカを攻めるとかね。で、例えばジョディー・ウィリアムズという人に、もう少しアメリカの本場でやってくれと。外に出てこないで、と言いたくなる思いもあるわけですね、僕なんかにすると。いろんなやり方があっていいから、どういうふうにしてもいいんですよ。それは工夫すればいいと思うし、そういうものだとも思います。

つまり、なぜこういうことを何うかという、さっき目加田さんが、核について一つこれを応用できないかとおっしゃいましたが、地雷より核になると、アメリカの壁というのがもっと大変だと思うんですね。そうするとこれをどういうふうに崩すかという課題があるかと思うんですが、どう考えたらいいのでしょうか。

**目加田** 答えがあるわけではないんですが、ただアメリカのNGOについて地雷のケースをまず考えてみますと、アメリカでユーエス・キャンペーンというものがまず立ち上がったのは、極めて遅かったんですね。今でもそうですが、団体数として数は一応そろえているものの、現実的には活動範囲というのは極めて限られたもので、インサイド・ベルトウエーとでも言う、ワシントンの本当にごく限られたNGOがロビイストとなっ



て政府に働きかけているということが言えると思います。

それは政治家と政府両方ですが、それに働きかけて何とかしようとしている。たとえば、ベトナム・ベテランズ・オブ・アメリカ財団の創設者であるボビー・ミューラーという人は、マス・ムーブメント、つまりマスを動員して運動を行うということを全く信用していない方で、政治家にロビーすることが重要であるというふうな考え方の持ち主ですので、アメリカ国内において運動を広めようという努力は、あまりしてこなかったということが1点挙げられると思います。

もう1点は、ご承知のとおりアメリカは非常に外交問題に対して国民の関心が低いということがありまして、地雷の問題もそうですが、アメリカの一般の世論が盛り上がったということは全くないわけです。これは例えば欧州諸国をみてみますと、非常に対照的なんです、例えばイギリスでは事故で亡くなられたダイアナさんが非常に活発に地雷の問題で活動してきたということもありまして、新聞でもしばしば一面を飾るようなかたちで地雷という問題が取り上げられたこともあるわけです。

フランスでもそうですね。ハンディキャップ・インターナショナルという団体が極めて積極的に地雷に取り組んだ結果、当時のミッテラン大統領を動かして、地雷の条約に関する再検討会議を開始させるということになったのも、立役者になったのはNGOですし、そういった意味では非常に力を発揮して、そして世論を動かしたわけです。

ところが、アメリカでは、少なくとも地雷のケースに関して言えば、そのようなかたちで世論を動かすには至っていないという現実が挙げられると思います。どうして米国以外の国々の政府を動かして、アメリカ政府を直接動かさせないのかについては、簡単な答えがある問題ではないと思うんです。しかし、運動方針の問題ですとか、それから今のアメリカでよく言われることは、クリントン大統領の問題とかがありまして、ペンタゴンに対して地雷でさえもなかなか発言権がないというようなことが指摘されています。

確かに核に応用するとなると、世論を動かしていかない限り、アメリカ政府が何らかのかたちで別の決断をするということはある得ないわけですから、地雷のケースが核の問題にどのように応用できるかというのは、アメリカの国内のケースにおいても非常に重要な点だと思うんです。現在どういうふうにアメリカの世論を盛り上げていくことができるのかというのが、ちょっと明確な答えが見つかりません。

**D** 目加田さんが最後に日本の市民社会のことについても言及してくださいまして、

トランスナショナル・シビルソサエティーを成熟させていくためには、各国のシビル・ソサエティーの実績の積み重ねが重要だとおっしゃいました。それに対して日本の市民社会というものも、今後成熟が期待されるというご発言があったと思います。

今、日本もシビル・ソサエティーというものが徐々に成熟過程に入りつつあると思います。今年の3月には日本 NPO 学会というのがありましたし、その前の年にはボランティア学会等いろいろできているのです。それを発達過程の1つとみることもできますが、同じ影響というよりも、主張を大事にすることによってある程度のグループが点在しているような現象が出ているとも見受けられるんです。先ほど、ICBL の成功の秘訣について、「地雷の全面禁止という1つの点だけ同調できればいい。みんな中に入れるよ」ということでキャンペーンを張ったことが非常に成功したというお話だったんですが、そういう観点から今、例えば日本のシビル・ソサイエティーのなかはそういったグルーピングができていると捉えたときに、日本のシビル・ソサイエティーが今後成熟していくためには何が必要か、ということをお考えになるか、ぜひ教えていただきたいと思います。

**目加田**　そうですね、成熟するために何が必要かということにはちょっとお答えできないんですが、日本の NGO ですとか特にグラスルーツの NGO や活動する人たちと話をしていて一番感じるのは、目的が明確でないということです。例えば、平和のために貢献したいので何か運動をしたいとおっしゃるんですが、では平和とは何ですかとお聞きしますと、明確な答えが返ってこない場合がとても多いんです。

先ほど申し上げたように、ICBL の場合には対人地雷という限定された兵器を廃絶するという極めて明確なゴールがあったわけで、ですからその目的のためには手段というのは問わなかったのです。問わないというのは、どういう方法でも、誰がやってもいいということであったわけです。

ところが、日本の多くの場合に見受けられるのは、その目的が明確ではない。漠然と、例えば核にしてもそうですが、核を廃絶したいということで、廃絶するためにそれではどういう手法があるのかといったことにはなかなか踏み込んでいない。もしくは廃絶するというのも概念的であって、運動論的ではないといったことが挙げられると思います。

ただ、そうした目標を明確にして活動していけば、市民社会全体の成熟につながるかというと、もちろんそう単純ではないと思いますし、よく言われる社会的な装置ですね。

市民が使える道具、これは情報公開法とか NPO 法とかが含まれるわけですが、自分たちが何か活動しようと思ったとき、行動しようと思ったときに、どういった社会的なリソースがあるのかといったことを考えてみますと、まだまだ日本の場合には不整備ですから、そこからまず考えていく必要もあると言えると思います。

ですから、現実的なグラスルーツでの活動もそうですが、それ以外の社会的な装置を拡充させていくことも重要だと思えます。

D よく分かりました。

E 国際研究奨学財団の E です。非常に刺激的で、分かり易いお話をどうもありがとうございました。もう少し私の頭の中でイメージを膨らませたいのでご質問させていただくのですが、この条約の批准に向けて日本のグループは日本政府に対してどのような活動を行ったか、いくつか具体的な例をお話いただければと思うんです。そのときに、日本のグループが日本政府、もしくは議員さんでもいいんですが、行った活動の中で、うまくいったものと、それとうまくいかなかったものの事例を 1 つずつぐらい挙げてお話しいただけないでしょうか。

**目加田** まず簡単に日本の地雷政策に触れたいと思います。日本は橋本政権のときに地雷全面禁止を支持するという発言はしていたわけですが、英語でいうエベンチュアルということで、「まあ最終的にはそうだけれども今すぐではない」というのが基本的な姿勢だったわけです。

ところが、97 年の 9 月内閣改造によって、現総理大臣の小渕さんが外務大臣に就任しまして、日本の地雷政策は矛盾しているということを指摘されたわけです。その結果、日本政府もそれまではオタワ・プロセスには参加しないという姿勢だったわけですが、最終的に小渕さん自らオタワに出向いて、12 月に署名しました。

これはトランスナショナル・ソサエティーの 1 つの特徴といいますか、分析するうえでよく議論されることなんですが、歴史的な偶然姓ということがよく指摘されます。地雷の場合でしたら例えば、先ほど申し上げましたようにダイアナ妃が事故死されたということで、日本では報道が非常に活発になった。それは私たちにとって非常に追い風となりました。

世論が関心をもってくれる、そしてマスコミがそれを取り上げてくれるということは当然ですが、政府に対しての圧力にもなり得るし、我々が活動する際の武器にもなるわ

けですから、そういった歴史的な偶然性というのは見逃せないものです。まさしく小淵さんが外相になったのもそうですし、その後昨年7月に総理になられたというのも非常に大きかったわけです。

それで、私たち地雷キャンペーンとしましては、先ほど申し上げたように条約が発効するには40カ国の批准が必要なわけですが、日本政府もぜひこの最初の40カ国に入ってほしいということで、強くロビーといたしますか、働きかけをしました。具体的には、外務省に行ってお話をしましたし、公開シンポジウムを開催して外務省や防衛庁の方をお呼びして、議論をするという場面がありました。また、地雷禁止のための議員連盟というのがございましたので、その議員の方々にいろいろ情報を流しながら、早期批准に向けて行動してほしいということをお願いしたりしてまいりました。

ところが、これも歴史的な偶然性で、非常に私たちにとってアンラッキーといえますかマイナスだったのは、インド、パキスタンによる核実験です。外務省のなかの地雷と核兵器を扱っている部署というのは同じところですから、「こんなときに地雷どころではない」というのが基本姿勢で、それはある意味では当然なわけです。ですから、地雷禁止条約の批准どころではなくなりました。それが4月、5月の段階でした。

そして、外務省というか日本政府の姿勢としましては、40カ国はそんなに早くは批准されないだろう、国際条約の、ましてや軍縮条約の常識からすれば1、2年はかかるだろうとみられていたわけですね。ところがICBLは、批准キャンペーンというのを実施しまして、各国の市民社会に呼びかけて、どこが早く批准するか競争させたわけです。とにかく早く40カ国になるようにということで、1カ国でも増えますと今日お渡ししたEメールのようなかたちで、どの国が13番目に入った、14番目に入ったと連絡してきました。そんななかで、私たちもとにかく40カ国目に入りたいという気持ちをあおられていたわけです。そのくらい非常に巧みに批准競争をしまして、できれば早く批准してほしいと日本政府に働きかけたわけですが、政府としては当然もっと時間があるだろうと考えていたわけです。

ところが、昨年5月のインド、パキスタンの核実験で、非常にバタバタしてしまいました。7月には新しい総理大臣が誕生したわけですから、そのときに今日ちょっと資料にお配りしたかと思いますが、「論壇」（朝日新聞）に投稿して、「早期に批准してください」ということで呼びかけました。それが去年の8月4日に新聞に出たんですが、そうした

ら当日小渕総理から「私たちとしても一生懸命やっています」ということで電話をいただきました。これも私たちにとっては極めて特別の経験といえますか、総理大臣自ら電話をいただくというのは、NGO コミュニティーにとっては本当に経験のないことですし、少なくともそういうふうには何かイニシアチブをとってくれているということが分かり、非常に身近なものを感じたわけです。

それでその際に、「一度お話がしたい」というように総理のほうからご依頼がありましたので、こちらとしても「ぜひお願いします」ということで総理とお会いまして、20万人の署名も手渡しました。署名活動もずっと続けていたものですから。

その際に総理のほうから、「どうして批准にこんなに時間がかかるのか」と、同席された外務省の方に質問がありまして、それで「早く批准しなければもう間に合わないぞ」と指示がありました。その段階ですでに30数カ国批准されていたと思います。小渕総理も40カ国の中にぜひ入りたいということは公におっしゃっていましたので、そのように外務省の方も批准の手続きを進めたわけですが、残念ながら40カ国には入りませんでした。

ただ、昨年9月30日の批准ですので、今年3月1日の発効時点から参加する第一陣グループには間に合いました。日本自身にとっても、3月1日から条約は発効することになったわけです。批准に際して、衆議院の安保委員会、外務委員会、そして商工委員会とこの3つの委員会で地雷に関してのいろいろな質疑応答があったわけですが、その過程におきましても我々は議員のところに行きまして、こういったことを質問してほしい、こういったことについて言質をとってほしいということも要請しました。

と申しますのは、批准の際に通過した日本の国内法は、全くオタワ条約とは掛け離れたものでして、地雷を全面的に廃棄するといったような文言はもちろんありませんし、廃棄に関しても一言も明記されていないんですね。ですから、これは政府の責任を追及するためには、ある程度国会の答弁において言質をとるしかないということで、積極的に働きかけました。それと同時に、これは政府の方からも、できる限りすべての党を回って、早期批准が妨害されないように根回しをしてほしいということも要請されまして、さまざまな政党にも働きかけました。

その結果、確か3回くらいの審議で、国内法が通過して条約を批准したんですが、本当に駆け込み批准であったがゆえに、逆に言いますと十分な審議がなされなかったとい

うようなことも指摘されました。国内法にしてもまだまだ本当に追及すべき点がたくさんありますので、そういった意味ではもっと時間をかけるべきだったかなということもありますが、でもあのタイミングを逸していたら、逆に言いますと 40 カ国を過ぎてしまえば、そして 3 月 1 日の発効が関係なくなってしまうと、いつ批准できたのかなということも思いました。そういった意味では現実的な選択であったのではないかと思っています。

**司会者** 最後の質問に入りたいと思いますが、Fさんどうぞ。

**F** 私、フリーのキャスター兼ジャーナリストとして仕事をしております日本テレビのFと申します。今日は貴重なお話を本当にありがとうございました。

私がお伺いしたいのは、主に批准されたあとのインプルメンテーションという細部の話になるんですが、こういうふうな言い方をすると多少 NGO の方々の活動に水を差すようなニュアンスに聞こえるかもしれませんが、実際にアンゴラとかカンボジアとかいろいろな地雷が埋められている場所というのは、どこに地雷を埋めたかという地図も明らかにせず、かなり自分勝手に埋めてしまっているような地域が多いわけです。そういった国々が果たして今後本当にその地雷を使わないということに約束できるのか、インプルメントできるのか、また既存の地雷をとっていくということも非常に時間がかかって大変な作業ですが、そういった部分における希望的観測と申しますか、また方向性とか、そのなかでの NGO の役割についてどうお考えか、伺わせていただけますか。

**目加田** まさしくご指摘のとおりインプルメンテーションというのが本当に重要です。これは地雷の現場で活動する NGO が ICBL を批判する際によく言われることですが、条約ができただけでは地雷は 1 個もなくならないというのが本当に現実的な問題です。もっと言うてしまえば、条約がなくても地雷がなくなればいいという側面もありますので、今後この条約をどのようにきちんとインプルメントしていくのかというのが、非常に大きな課題であります。

先ほどちょっと申し上げたモニタリング・レポートというのはまさしくそのためにありまして、政府がどこまで本当に条約義務というのを履行しているのかということを確認するためのものです。環境とか、人権ではなくて、軍備軍縮の分野で NGO が監視モニタリングの役割を担っているのは極めて異例と申しますか、初めてのことなんですけど、非常に細かくモニタリングの項目を決めまして、そういったこと 1 つ 1 つにおいて自国

の政府がどのような行動をとっているのかということ報告して、そして監視する力というものを強めています。

それと同時に、条約が成立した段階で日本政府も 100 億円の拠出を決めたわけですが、それ以外の欧米の国々もそういった拠出、地雷除去と被災者救済、この主に 2 点においてさまざまな援助をするという旨を発表しています。市民社会、とりわけ NGO におきまして重要なことは、こういった資金がきちんとその地雷被害地で暮らす人々の生活の向上につながるのか、地雷除去が果たしてきちんと進んでいくのか、そして地雷という問題がまさしく地雷を除去すればいいということではなくて、そこで持続的な開発ができるのか、そして例えば被害に遭った方が差別なくその社会に復帰できるのか、そうした方々のリハビリをどうするのか、社会保障をどうするのかといった本当にさまざまな側面で、取り組んでいく必要があるということです。本格的に取り組んでいかなければならないことですが、1 年、2 年という時間で問題が解決できるわけでもありません。

ICBL は先ほど急速に支持を広げたということをお願いしたんですが、それがゆえにと申しましょか、まさしく逆に言いますと活動がどんどん衰退していく可能性も十分にあるわけです。条約ができた段階ですでに達成感が蔓延していた。今回はもう発効したということで、みんなのなかでやるだけやった、という気持ちがどこかに出てきているのではないかという感じもします。それは日本だけではなくて世界の現場でも言えることなのですが、問題はまさしくこれからで、先ほど申し上げたように条約そのものでは、何も変わらないわけですから、1 つ 1 つ地雷を除去して、そして被災者のためにさまざまな社会復帰ですとかそういうプログラムを立てて、総合的な開発、持続可能な開発というものを目指していかなければいけない。そのために、負っている市民社会の責任というものは重いものがあると思います。

**司会者**　そろそろお時間となりました。本財団ではこういったセミナーを今後とも開催していきたいと思っておりますので、ぜひまた今後ともご参加いただきますようお願いいたします。

初めにも申し上げましたが、別室にて簡単なお茶のご用意をさせていただいておりますので、ぜひそちらにもご参加いただきまして、また話の続きをしていただければと思います。本日は本当にどうもありがとうございました。（拍手）

[文責事務局]





## 第 2 部 卷末資料



1999年4月27日

目加田 説子

第10回 GFRS アフタヌーン・セミナー

国を越えたシビル・ソサエティー

～オタワ・プロセス、そして今後～

1. はじめに
2. ICBLとトランスナショナル・シビルソサエティー
3. 成功要因
  - A. 脱イデオロギー化
  - B. 分野を超えた専門知識の集結
  - C. トランスナショナル・ネットワークの駆使
  - D. キャンペーンの運営
  - E. 市民社会と中堅国の連携
  - F. 地域的取り組みの「連結」
  - G. 代替手段の存在
4. その他の問題への応用性
5. 日本の市民社会
6. 終わりに

## 対人地雷禁止への足どり

1991年	4月9日	米国のNGO、VVAF(米国ベトナム退役軍人財団)が、ドイツのNGOメディコ・インターナショナルに、対人地雷問題で連絡
	11月	VVAFとメディコ・インターナショナルが対人地雷全面禁止にむけてキャンペーンを立ち上げることで合意
1992年	10月2日	欧米の6つの団体がICBL(地雷禁止国際キャンペーン)をニューヨークで旗揚げ。6団体はVVAF、HRW-ヒューマン・ライツ・ウォッチ、PHR-フィジシャンズ・フォー・ヒューマン・ライツ(以上米国)、メディコ・インターナショナル(独)、HI-ハンディキャップ・インターナショナル(仏)、MAG-マインズ・アドバイザー・グループ(英)
	10月23日	世界初の対人地雷輸出凍結(1年間)法が米国議会で成立
1993年	1月28日	米国のレーヒー上院議員からフランスのHIに、「特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)」再検討会議開催に向けた協力要請の書簡が届く。CCWの枠内で対人地雷規制を強化するねらい
	2月11日	カンボジア公式訪問中のミッテラン大統領が、CCW再検討会議開催を求めると正式発表
	5月24～ 26日	ICBL主催第1回国際会議、ロンドンで開催。創立6団体を運営委員に選出、ジョディ・ウィリアムズをコーディネーターとして了承
	11月	HRWとPHRが共同で500ページに及ぶ報告書『地雷：負の遺産』を発表
	12月16日	国連総会、CCW再検討会議の開催を決議
1994年	2月28～ 3月4日	CCW再検討会議開催に向けた第1回準備委員会、ジュネーブで開催
	5月	ICBL主催の第2回国際会議、ジュネーブで開催
	5月16～ 27日	CCW再検討会議開催に向けた第2回準備委員会、ジュネーブで開催
	8月8～ 19日	CCW再検討会議開催に向けた第3回準備委員会、ジュネーブで開催
	9月25日	米国クリントン大統領、国連総会で「すべての国が全面地雷廃絶に取り組むよう」訴える
1995年	1月9～ 20日	CCW再検討会議開催に向けた第4回準備委員会、ジュネーブで開催
	3月2日	世界初の「対人地雷の製造、使用、輸出、移譲禁止法」がベルギーで成立

	3月16～ 17日	ICBLの拡大運営委員会、イタリアのローマで開催。9月のCCW再検討会議に向けた戦略およびその後の計画を協議
	5月12日	欧州連合が対人地雷禁止に向けた初の「共同行動」を決定
	6月2～ 4日	ICBL主催の第3回国際会議、カンボジアで開催
	9月25～ 10月13日	CCW再検討会議、ウィーンで開催(参加44カ国、非公式40カ国)
	11月22日	赤十字国際委員会(ICRC)、対人地雷禁止に向けた国際世論の啓蒙キャンペーンを展開すると発表
1996年	1月15～ 19日	CCW再検討会議専門家会議、ジュネーブで開催(参加43カ国、非公式33カ国)
	1月19日	初のNGO・政府合同会合、ジュネーブの国連本部で開催
	4月22～ 5月3日	CCW再検討会議、ジュネーブで開催(参加51カ国、非公式35カ国)
	4月22日	NGO・政府合同会合(「スープの晩」)、ジュネーブで開催
	5月3日	カナダ政府、秋に「対人地雷国際戦略会議」を開催することを公式発表
	6月11日	NGO・政府合同会合、ジュネーブで開催
	6月26日	NGO・政府合同会合、ジュネーブで開催
	10月1日	欧州連合、カナダでの「対人地雷全面禁止に向けた国際戦略会議」に合わせた第2回「共同行動」を決定
	10月3～ 5日	「対人地雷全面禁止に向けた国際戦略会議」(オタワ会議)がカナダのオタワで開催され、アクスワージー外相が97年内に対人地雷全面禁止条約を調印する、と発表(参加50カ国、非公式24カ国)。この条約交渉がいわゆる「オタワ・プロセス」となる
	11月11日	国連児童基金(UNICEF)、『武力紛争が子どもに及ぼす影響』レポートを発表し、対人地雷の全面禁止を訴える
	12月10日	国連総会、「対人地雷の使用、貯蔵、製造、輸出入を禁止する国際条約」の締結を求める決議採択。賛成156、反対0、棄権10
1997年	2月12～ 14日	対人地雷全面禁止条約の条約文に関する検討会議「ウィーン会議」、オーストリアのウィーンで開催
	2月25～ 28日	ICBL主催第4回国際会議、モザンビークの首都マプトで開催、60カ国以上から400人あまりが参加
	4月24～ 25日	対人地雷全面禁止条約の技術的問題を話し合う会議、ドイツのボンで開催
	5月21日	英国は、総選挙で18年ぶりに政権をとり返した労働党が対人地雷政策を変更し、「オタワ・プロセス」参加を表明

- 6月24～27日 対人地雷全面禁止条約に向けて政治的結束をはかる国際会議、ベルギーのブリュッセルで開催「ブリュッセル会議」。この場でフランスが「オタワ・プロセス」への正式参加を表明。97カ国が政治宣言に署名
- 8月18日 米国、「オタワ・プロセス」正式参加を表明
- 8月22日 「オタワ・プロセス」を牽引してきた国による「中核国会議」、ジュネーブで開催
- 8月28日 日本、「オタワ・プロセス」に正式参加を表明
- 9月1～18日 対人地雷全面禁止条約の条約文検討会議、ノルウェーのオスロで開催（「オスロ会議」参加89カ国、非公式32カ国）、「オタワ条約」がまとまる
- 10月10日 ICBLおよびコーディネーターのジョディ・ウィリアムズ、1997年ノーベル平和賞の受賞決定
- 11月27日 日本政府、オタワでの条約署名式に正式参加すると表明
- 12月3～4日 対人地雷全面禁止条約（「オタワ条約」）の調印式がカナダのオタワで開催され、122カ国が署名（非公式参加37カ国）



東京財団 研究事業部

〒105-0003 東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル 10F

【Tel】 03-3502-9438 【Fax】 03-3502-9439

【URL】 <http://www.tkfd.or.jp>